**平成２６年（フ）第３号**
沖縄県沖縄市明道１丁目19番１号　田場アパート２Ｆ
破産者　徳嶺　秀二
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２５年（フ）第２１４８号**
札幌市白石区本郷通２丁目南２番１号　レオパレス本郷103号
破産者　千葉　惠子
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３８３号**
旭川市東光12条１丁目２番４号　アスティ12―202
破産者　菅野　真治
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第３８６号**
北海道深川市開西町２丁目２番８号
破産者　倉澤　哲雄
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第３９０号**
北海道上川郡愛別町字南町495番地４
破産者　葛西イツ子
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１号**
旭川市８条通15丁目74番地
破産者　カットハウスＣｏＣｏＲｏこと　菅原桂子
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２号**
北海道旭川市８条通15丁目74番地
破産者　菅原　浩恭
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１８６号**
青森市大字大野字山下107番地２　ハイツ恵美101号
破産者　工藤　誠也
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第４７９号**
仙台市若林区南小泉２丁目５番８号　ファミール小林206、住民票上の住所仙台市若林区大和町４丁目２番17―1108号
破産者　大沼　修一
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第５９３号**
仙台市若林区荒井字大場伝20番地の15
破産者　大久マサヨ
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第３３８号**
群馬県伊勢崎市茂呂町２丁目2093番地１
破産者　松﨑　真哉
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３７７号**
群馬県高崎市片岡町３丁目23番７号
破産者　高橋　美和
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第５７６号**
埼玉県ふじみ野市西鶴ケ岡２丁目７番22―404号
破産者　星野　秀基
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第６４２号**
埼玉県朝霞市本町２丁目16番７号　フロムファースト101、破産手続開始決定時の住所埼玉県富士見市水谷１丁目４番地10　ＳＳＳ富士見寮201
破産者　川口　定雄
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第５１７号**
神奈川県足柄下郡箱根町宮城野89番地７
破産者　稲葉　政司
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第４５２号**
神奈川県平塚市大神2730番地の７、前住所神奈川県足柄上郡大井町金子2916番地３
破産者　井手　秀晴
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第４５９号**
神奈川県伊勢原市下落合603番地の２　コーポ堤201号
破産者　岩田　三男
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第６１８号**
神奈川県伊勢原市高森２丁目10番１号
破産者　百々　勝
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第１７３号**
長野県上田市中央５丁目16番26号　ファーストレジンＭＩＴＳＵＩ―102号
破産者　知念　順一
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部